

(写)

豊島区監査委員公告第6号

令和元年度行政監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和2年 3月 19日

豊島区監査委員	永	田	謙	介
同	中	川	貞	枝
同	鈴	木	善	和
同	星		京	子



令和元年度

行政監査結果報告書

(債権管理について)

令和2年3月

豊島区監査委員



## 目 次

<b>第 1</b>	<b>監査の概要</b>	頁
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査の実施期間	1
5	監査の着眼点	2
6	監査の方法	2
7	監査結果の基準	4
<b>第 2</b>	<b>監査の結果</b>	
1	指摘事項	5
2	指導事項	6
3	意見・要望	10
<b>第 3</b>	<b>監査結果に対する改善措置等の報告</b>	17
	<b>別紙</b>	
1	行政監査対象債権一覧(別紙1)	18
2	債権別収入未済額及び不納欠損額(別紙2)	20
3	行政監査第一次調査票集計結果(別紙3)	21
4	私債権等の管理・促進に関する アンケート集計結果(23区)(別紙4)	36
	<b>参考資料</b>	
1	豊島区の私債権等の管理に関する条例	38
2	豊島区の私債権等の管理に関する条例施行規則	42
3	豊島区債権管理方針	44
4	訴えの提起、和解、調停及び損害賠償額の 決定に関する区長の専決処分について	47



## 第 1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

債権管理について

### 2 監査の目的

少子高齢社会の進展に伴う社会保障費関係経費が増加の一途をたどるなど厳しい社会経済情勢の中、将来にわたる安定した行財政運営を確立するためには、事務事業の不断の見直しなど歳出の見直しを着実に進めるとともに、歳入の確保に更に努めていく必要がある。歳入を確保していく上で、特別区税や国民健康保険料、各種貸付金等の債権は、財政基盤の基礎となる重要な財源であり、その適正な管理は健全な財政を確立していくためには不可欠なものである。

地方公共団体が有する債権は、地方自治法第 240 条第 2 項において、「政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」と定められていることから、発生した債権については、法令等の規定に従い、適正な債権管理及び効果的、効率的な債権回収を図る義務がある。しかし、一部の債権では必要な保全・取立措置がとられていないものも見受けられる。

このような状況の中、平成 30 年度決算における各会計の収入未済額は合計で 53 億円を上回っており、未収金の回収を図ることは、区の安定的な財源確保と区民負担の公平性の確保の観点から極めて重要な課題となっている。

今回の行政監査では、未収金に係る管理が法令等に基づいて適正・合理的かつ公平に行われているかを検証し、今後の債権管理に寄与することを目的として実施するものである。

### 3 監査の対象

平成 30 年度に収入未済または不納欠損が発生した課（16 課 52 債権）及び区民部収納推進担当課長、会計管理室会計課を監査の対象とした（監査対象債権は P18～19 別紙 1、債権別収入未済額等は P20 別紙 2 参照）。

### 4 監査の実施期間

令和元年 10 月 4 日（金）～令和 2 年 1 月 21 日（火）

## 5 監査の着眼点

- (1) 債権は、債権管理台帳等の記録によりの確に把握し、適切に管理されているか
  - 債権管理台帳等に必要な事項は記載されているか
  - 債権管理台帳等により収入管理・債権回収について、組織的かつ適切に管理されているか
- (2) 債権は、不納欠損処分に至るまでの間、督促や滞納処分などの手続等が適時・適切に行われたか
  - 督促等は適時・適切に行われているか
  - 財産の差押え等の滞納処分は適切に行われているか
- (3) 滞納整理が適正かつ効率的・効果的に行われているか
  - 要綱やマニュアルを作成し、滞納整理が具体的・機動的に実施されているか
  - 滞納対策にあたっては、回収計画・目標数値に基づき、適時・適切に進行管理が行われているか
- (4) 不納欠損処分は、適時・適切に執行されたか
  - 回収不能と判断した債権については、適切に不納欠損処分を行っているか

## 6 監査の方法

監査をより効率的かつ効果的に進めるために、平成30年度に収入未済または不納欠損が発生した課（16課 52債権）に対して書類調査及び事務局職員による事務監査を先行して実施し、調査及び事務監査の結果を踏まえて監査委員監査を実施した。

- (1) 書面調査
  - ① 実施期間  
令和元年10月17日（木）～令和元年11月1日（金）
  - ② 対象債権 52債権  
別紙1 行政監査対象債権一覧（P18～19）及び  
別紙2 債権別収入未済額及び不納欠損額（P20）を参照  
（※現年分、滞納繰越分等があるため、書面調査票では67債権）
  - ③ 調査内容  
調査票による調査  
別紙3 第一次調査票集計結果（P21～35）参照
  - ④ 対象課（16課）

総務部	契約課
区民部	税務課、国民健康保険課、高齢者医療年金課
文化商工部	生活産業課
保健福祉部	高齢者福祉課、障害福祉課、生活福祉課、 介護保険課
子ども家庭部	子育て支援課、保育課
都市整備部	住宅課、土木管理課、道路整備課
教育部	学務課、放課後対策課

(2) 事務監査

① 実施期間

令和元年12月2日(月)～令和元年12月5日(木)

② 対象債権

書面調査に同じ

③ 対象課(16課)

書面調査に同じ。

(3) 監査委員監査

① 実施期間

令和2年1月14日(火)～令和2年1月21日(火)

② 対象課

以下の課を対象として監査委員監査を実施した。

(16課50債権)

区民部	税務課、収納推進担当課長、国民健康保険課、 高齢者医療年金課
文化商工部	生活産業課
保健福祉部	高齢者福祉課、障害福祉課、生活福祉課、 介護保険課
子ども家庭部	子育て支援課、保育課
都市整備部	住宅課、土木管理課
教育部	学務課、放課後対策課
会計管理室	会計課

## 7 監査結果の基準

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査の結果及び地方自治法第 199 条第 10 項の規定による意見は、下記の「監査結果における指摘事項等の基準」（平成 29 年 1 月 16 日豊島区監査委員協議会決定）に基づき述べる。

### 1. 指摘事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況にあるもののうち、その内容が重大と認められる事項
- ② 不適正な執行状況にあり、その結果が区の事務事業に著しい支障をきたすと認められる事項または区政に対する不信を招くおそれがあると認められる事項
- ③ 過去に指摘事項または指導事項としたもののうち、必要な改善措置がなされていないと認められる事項（特別な事情があると認められるものを除く。）
- ④ その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき重大な事項

### 2. 指導事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、その内容または結果から指摘事項とするに至らないと認められる事項（軽微な誤謬等によるもので、他に影響が少ないと認められるものを除く。）
- ② その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき事項

### 3. 意見・要望

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資することを目的に表明する次の事項

- ① 行政運営上の諸課題または事務事業の執行等について、経済性、効率性、有効性等の観点から改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ② 法令、各種通知等に違反するものではないが、事務処理上、改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ③ その他表明すべき事項

## 第2 監査の結果

第一次調査票（集計結果P21～35 別紙3参照）等の書類調査、事務局職員による事前調査及び監査委員による監査を実施した結果、次のとおり指摘事項等が認められた。

### 1 指摘事項

#### (1) 私債権等管理台帳の整備について

「豊島区の私債権等の管理に関する条例（以下「条例」という。）」（P38 参考資料 1）第 5 条によれば、「区長は、私債権等を適正に管理するため、台帳を整備するものとする。」と規定されており、債権管理台帳整備は条例上の義務である。

しかし、今回の調査では、52 債権中 10 の債権（19.2%）において債権管理台帳が整備されていなかった。平成 24 年 3 月には「私債権等管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）」が策定され、私債権等管理台帳の書式も示されている。条例を遵守し、マニュアルを参考に台帳を整備されたい。

No.	所管課	債権名
1	契約課	業務請負契約 4 件の契約違反に伴う違約金
7	国民健康保険課	国保・一般被保険者第三者納付金
10	国民健康保険課	国保・一般被保険者加算金
14	国民健康保険課	出産育児一時金
21	障害福祉課	成年後見開始の審判申立費用
37	子育て支援課	ショートステイ事業負担金（本人分）
38	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業利用料
48	土木管理課	道路使用料
50	学務課	幼稚園使用料
52	放課後対策課	健康保険料納付金・厚生年金保険料納付金

※債権番号、所管課、債権名は、別紙 1（P18～19）の例による。以下、同じ。

## 2 指導事項

### (1) 督促について

- ① 条例第6条によれば、「区長は私債権等について、履行期限までに履行しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と規定している。しかし、履行期限を過ぎているにもかかわらず督促を行っていない債権があった。

条例を遵守し、円滑な債権管理が図れるよう確実に督促を実施されたい。

No.	所管課	債権名
48	土木管理課	道路使用料

- ② 条例施行規則（P42 参考資料 2）第4条第3項によれば、「第1項の督促は、原則として文書により行うものとする」と規定しているが、電話や口頭により督促を行っている債権があった。

規則に則り、文書による督促を実施されたい。

No.	所管課	債権名
17	高齢者福祉課	老人ホーム入所負担金
21	障害福祉課	成年後見開始の審判申立費用

### (2) 交渉記録について

豊島区債権管理方針（以下「管理方針」という。）（P44 参考資料 3）の「1台帳による管理」には、電算処理システムによりデータ処理している場合を除き、債権が発生したときは台帳を作成し、返済、督促等その一連の経過を記録し管理しなければならないとしている。台帳に記録する内容としては、債権等の名称・種類、債務者及び保証人の住所、氏名、生年月日をはじめ、債権等の額、債務者及び保証人の収入・財産状況及び債権の発生・徴収等に係る経緯などが定められている。また、マニュアルにおいても、私債権等が発生した場合には私債権等管理台帳を作成し、一連の経過を記録し管理しなければならないとしている。しかし、債権回収に係る主たる債務者との交渉内容が、私債権等管理台帳に記録されていない債権があった。

今後、法的措置に着手した場合、交渉記録は極めて重要な証拠となり得ることもあり、また時効の管理や異動時の引継ぎにおいても重要な資料となるため、管理方針及びマニュアルに則り、詳細な交渉記録を残されたい。

No.	所 管 課	債 権 名
1	契約課	業務請負契約 4 件の契約違反に伴う違約金
7	国民健康保険課	国保・一般被保険者第三者納付金
10	国民健康保険課	国保・一般被保険者加算金
11	国民健康保険課	高額療養費資金貸付金返還金
14	国民健康保険課	出産育児一時金
21	障害福祉課	成年後見開始の審判申立費用
37	子育て支援課	ショートステイ事業負担金（本人分）
38	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業利用料

### （3）職員間における債権徴収計画及び目標数値の情報の共有化について

管理方針 6 によれば、「区の債権については、毎年 6 月に債権徴収計画を作成し、それぞれの種類ごとに徴収の目標値を設定し、その達成に努めなければならない」と定められている。これに基づき毎年、各課から決算時に全債権について債権徴収計画及び目標数値が会計課に提出されている。

しかし、今回の行政監査の第一次調査に対し、債権徴収計画及び目標数値を「作成していない」と誤った回答をしている課があった。

これは各債権について債権徴収計画及び目標数値が、形式的に作成され、職員間に共有されず、会計課に提出されていた可能性があると考えられる。

各課においては、職員が目標意識を高く持ち職務に取り組めるよう、職員間において債権徴収計画及び目標数値についての情報の共有化を徹底されたい。

No.	所 管 課	債 権 名
1	契約課	業務請負契約 4 件の契約違反に伴う違約金
17	高齢者福祉課	老人ホーム入所負担金
24	生活福祉課	生業資金貸付金返還金
25	生活福祉課	生業資金貸付金利子
26	生活福祉課	応急小口貸付返還金
27	生活福祉課	入院資金貸付金返還金
28	生活福祉課	私立高等学校等入学・修学資金貸付金返還金
29	生活福祉課	生業資金貸付金等延滞金
37	子育て支援課	ショートステイ事業負担金（本人分）
38	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業利用料
50	学務課	幼稚園使用料

#### (4) 収入未済を発生させない取組について

地方公共団体における会計年度は、原則として当年の4月1日から翌年の3月31日までの期間である。また、地方自治法の規定に基づき、出納整理期間（翌年4月1日から5月31日まで）に最終的に出納上の整理を行うことが認められている。

しかし、道路整備課では、担当者の認識不足によって、債務者に対し誤った納付時期の案内をしてしまい、債務者は、出納整理期間内に金融機関で納付したにもかかわらず、6月分の区の収入として処理された結果、当該年度の収入未済となった事例があった。

また、障害福祉課では、職員間の連絡・連携不足により誤って支給した手当に係る未返還分の債権も発生していた。

これらの不要な債権発生の要因は職員側にあると思われる。今後は、財務関係知識等の習得や、課内のコミュニケーションの強化を図るなど、不要な債権発生の未然防止に努められたい。

No.	所管課	債権名
19	障害福祉課	特別障害者手当返還金
49	道路整備課	電線共同溝整備工事建設負担金

#### (5) 債務者の所在調査の実施について

マニュアルでは、「送付文書が返戻された場合、連絡先の電話が使用されなくなった場合や変更された場合、現地調査で居住が確認できなかった場合など、債務者等の所在が不明となったときは、所在調査を行い、所在確認をする」としている。

しかし、単に債務者の所在が不明になったとの理由で、その後何ら調査を行わなかった債権があった。債権管理を的確に実施するため、マニュアルに則り、所在調査に努められたい。

No.	所管課	債権名
37	子育て支援課	ショートステイ事業負担金（本人分）
38	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業利用料

※事務監査等で所在調査を行っていないと判明したもの。

## (6) 生活保護費返還金における債権種別の変更について

平成25年の生活保護法（以下「法」という。）改正により、平成26年7月以降に支出した保護費を対象とする法第78条徴収金（不正受給の場合）は、強制徴収公債権となった。

また、平成30年の法改正により、平成30年10月以降支出の法第63条返還金（資力があるにもかかわらず保護費の支給を受けた場合）のうち、区が法第77条の2の適用により徴収すると決定した債権についても、同様に強制徴収公債権として徴収可能となった。

しかし、生活福祉課は、法改正後も、会計課に対し一律に非強制徴収公債権として報告していた。

今後、法改正後に発生した徴収金及び返還金については、会計課に対して適切な債権種別を報告するとともに、債権種別に適した債権管理に努められたい。

No.	所 管 課	債 権 名
22	生活福祉課	生活保護法による扶助費に係る返還金

### 3 意見・要望

#### (1) 強制徴収公債権について

##### ① 外国籍住民の収納対策について

税務課、国民健康保険課、高齢者医療年金課、介護保険課（いわゆる収納4課）の強制徴収公債権については、区財政収入に占める割合が大きいため、収納対策本部（事務局：区民部収納推進担当課長）において、毎年度積極的に収納対策が検討されている。この検討の中で、税務課や国民健康保険課では、新たにSMS（ショートメッセージサービス）による催告を始めるなどの工夫がみられ、収納率向上に寄与している。

しかし、緩やかな景気上昇に伴って各区とも収納率を上げている中、本区の収納率及び23区順位は、特別区民税が96.4%で17位、国民健康保険料が68.8%で21位と、相対的に低い状況にある。この理由について、収納4課では、豊島区は所得階層200万円以下の住民が55%を占めること、近年外国人住民が1割を超えており、留学生などが我が国の税制への理解が低いこと、などを挙げている。

同本部会議資料を見ると、国民健康保険料における国籍別収納率が記載されており、中国は76.2%、韓国は81.1%と、比較的収納率が高い。一方、ベトナムが12.8%、ネパールが22.0%、ミャンマーが46.9%と、近年本区に急増している3国の住民の収納率がかなり低いことがわかる。

このことから、人口数の割合の高い中国籍住民などの収納対策はもとより、特に収納率の低い上記3国の外国籍住民の収納率向上に向け、出入国在留管理庁や日本語学校等と連携し、在留資格更新時の住民税納税証明提出の徹底、日本の税制度の出前講座の積極的な実施、催告書送付用封筒の表書きの外国語表記など、その対策を強化されたい。

（税務課、国民健康保険課）

##### ② 法律事務所への催告業務等の委託について

税務課では平成30年度より、法律事務所に対し、文書催告、電話催告等を委託している。特別区民税の徴収については、法に基づき、裁判所に訴えなくとも徴税吏員によって直接、差押え、財産の換価が可能となっており、本来、弁護士に委託する必要はない。

確かに、弁護士事務所からの催告は、滞納者に対する心理的圧迫効果があ

るものの、税の徴収については、弁護士が区に代わって訴えを提起することはできず、最終的には、区の徴税吏員が差押えを執行することとなる。そのため、弁護士に催告を委託している案件については、徴税吏員が差押えを保留しているとの説明があった。それが原因となっているか定かではないが、平成30年度は、差押件数が前年度より減少している状況が認められる。また、法律事務所との契約が実績に応じた単価契約となっておらず、総価契約（契約額1,000万円）で委託しており、委託料の算出根拠も明らかでない。

本来、このような法律事務所への催告委託は、私債権及び非強制徴収公債権（以下「私債権等」という。）において実施すべきことであり、収納対策本部の議論の中でも、私債権等での活用が提案されたとのことである。

このようなことから法律事務所への催告業務等の委託については、強制徴収公債権での活用を再考するとともに、徴収に苦慮している私債権等に活用する方向で再度検討されたい。

（税務課、私債権等担当各課）

### ③ 延滞金の徴収について

延滞金については、今年度の定期監査において、「債権管理の一環という認識を持ってその額を把握し、適切な会計処理を検討されたい」との意見・要望を出したところである。

今回の行政監査では、条例上、延滞金の徴収規定がありながら、これを徴収していない課について聞き取りを行った。その結果、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などについて、延滞金徴収義務を履行していない状況が認められた。

徴収していない理由については、「徴収している区が極めて少ない」「費用対効果がない」「延滞金及び還付加算金システムの構築に数千万円かかる」などの説明があった。

念のため、23区の状況について聞き取り調査したところ、国民健康保険料では5区実施済み、5区実施予定、後期高齢者医療保険では、3区実施済み、4区実施予定、介護保険料では、5区実施済み、3区実施予定、となっており、延滞金徴収システムの導入が進展している状況が認められ、極めて少ないという状況ではなかった。

確かに、多額の費用をかけてシステム構築するだけの費用対効果があるか否かは、検討すべきであるが、これら保険料の延滞金の徴収は、税と同様「法的義務」である。また、期限内に納付した区民との公平感を害する。滞納整理窓口職員の話によると、カードローンなどは遅延利息が大きいので優先的

に支払うが、国民健康保険料等は延滞金がないので、支払いは後回しになってしまったという区民もいるとのことである。このような滞納者の意識を改めてもらうためにも、すでに実施している他区の状況なども参考に、義務である延滞金の徴収に踏み切ることを要望する。

(国民健康保険課、高齢者医療年金課、介護保険課)

#### ④ 私立保育園の保育料について

本区は平成 26 年に消滅可能性都市と指摘された後、直ちに対策本部を立ち上げ、「子どもと女性にやさしいまち」を対策の柱と位置付けた。

その対策の中で、平成 27 年度～令和元年度の 5 年間に私立認可保育園を 48 園誘致し、平成 29 年には、「待機児童ゼロ」を達成した。その努力には目を見張るものがあり、マスコミにも多数取り上げられたところである。

しかし、令和元年度末 62 園ある区内私立保育園の保育料（入所負担金）の滞納も急増しつつある。ここ 3 年間の私立保育園保育料の「調定額」を見ると、平成 28 年度は 5 億 5,088 万円、平成 30 年度は 9 億 2,562 万円と 68% の伸びを示している。一方、「収入未済額」を見ると、平成 28 年度は 946 万円、平成 30 年度 1,929 万円と 104% もの伸びを示している。調定額の伸び率よりも、収入未済額の伸び率が大きいということは、債権回収が追い付いていないことを示すものである。この点について所管課に理由を聞くと、『私立保育園の誘致により入園申込者も激増し、滞納者対策が追い付いていない』との説明であった。

確かに、私立保育園誘致により待機児童ゼロを達成し、子どもと女性にやさしいまちづくりに大きく貢献していることは評価できるが、2,000 万円近い累積滞納保育料を放置することはできない。保育の無償化政策により、令和元年 10 月より 3 歳以上の保育料は無償となったが、ゼロ歳から 2 歳については、引き続き保育料は徴収する必要があるため、収納対策は怠ることはできない。

保育課では、認可保育園の入園審査の際、所得調査を行うとともに、就労証明等のチェックをしており、保育料の負担能力のあることを確認しているはずである。にもかかわらず、2,000 万円近い滞納が生じていることは、期限内に滞納なく保育料を収めている区民からすれば、納得しがたいことであると思われる。

また、保育料は「強制徴収公債権」であり、特別区民税と同様、強制的に財産調査、差押え、財産換価が可能である。他自治体のホームページを見ると、保育料について、差押え等の滞納処分を宣言している自治体も存する。

もちろん、強硬な徴収対策だけではなく、区民に寄り添った姿勢も必要である。なぜなら、これだけ滞納が発生している状況の裏には、これまで認可保育園に入れなかったような入園指数の低いパート従業員なども、「待機児童ゼロ」で入園できるようになったことが背景にあると推測されるからである。これら低所得の滞納世帯には、丁寧な納付相談を行うことも重要である。

以上のようなことから、誘致で手一杯であったという職員の事情も理解できるが、すでに待機児童ゼロを達成した今、税務課のノウハウなどを積極的に導入し、累積した保育料の滞納整理を積極的に進めるとともに、滞納相談体制の充実を図られたい。

(保育課)

## (2) 私債権等（非強制徴収公債権を含む）について

### ① 私債権等の滞納整理支援体制の構築について

税務課、国民健康保険課など強制徴収公債権を取り扱う課では、滞納整理の専門グループが存在している。しかし、今回の調査で、私債権等を管理している課では、滞納整理専門のグループがなく、認定や給付と徴収を同じグループで担当している例がほとんどであった。そのような課では、認定や給付業務がメインであり、滞納整理に関する一連のノウハウがほとんどなく、滞納が放置される傾向も見受けられる。

収納対策本部の開催内容を見ても、収納4課の対策のみの検討となっており、私債権等の対策がほとんどなされていない。今回の行政監査における各課のヒアリングにおいても、収納4課の徴収意識とノウハウは、非常にレベルが高いことがわかった。一方、私債権等を所管する各課のレベルは必ずしも高くはなく、その格差が著しいと感じた。

強制徴収公債権の収入未済の合計額の推移を見ると、平成25年度に47億1,700万円であったものが、平成30年度には42億7,100万円と、5年間で9.5%減と収納対策の効果が着実に現れている。一方、私債権等の収入未済の合計額の推移を見ると、平成25年度に8億5,500万円であったものが、平成30年度には10億5,300万円と、5年間で23%もの伸びとなっている。10億円を超える収入未済は、もはや放置できるレベルではなく、早急な対策を取るべきである。

私債権等の管理方法については、平成24年3月に会計管理室において「私債権等管理マニュアル」が作成されており、内容も非常に詳細で、これに基づき各課の実態に応じた詳細なマニュアルがあれば、適切な債権管理

ができるはずである。

しかし、会計管理室によれば、私債権等の収入未済の増加の状況から年度監査報告書において監査委員からの指摘を受けたが、私債権等の管理、回収を推進する統括部署が存在していなかった。そこで平成 23 年に同室に私債権等専任グループが置かれ、「豊島区の私債権等の管理に関する条例」などの関係規定が整備されるとともに同マニュアルが整備されたが、平成 24 年に同グループは廃止となった。その後は、同マニュアルに従い、各課の責任において債権管理を行うこととされ、現在では、会計管理室に滞納整理に詳しい職員はおらず、また、実際に債権を管理していないことから、そのノウハウもないとのことである。したがって、会計管理室において全庁的に私債権等の滞納整理を指導することは、実際的ではないと思われる。

私債権等の所管課に不足しているのは、滞納者への所在調査や財産調査、効果的な催告、徴収停止、不納欠損など、滞納整理に関する一連のノウハウである。強制的な調査権限はないものの、本人からあらかじめ調査同意書等を徴収しておけば、その大半は強制徴収公債権におけるものと同様であり、一定のノウハウの習得が求められる。

このように、私債権等を所管する各課のノウハウが不足している状況にありながら、これを支援する全庁的な体制がない状況であるため、現在収納 4 課（税務課、国民健康保険課、高齢者医療年金課、介護保険課）のみで活用している「納付案内センター」を私債権等の回収にも活用するなど、私債権等を所管する課に対する全庁的な滞納整理支援体制のあり方を収納対策本部で議論されることを要望する。

(税務課、会計管理室)

## ② 地方自治法第 180 条第 1 項に基づく専決処分可能範囲について

特別区民税や国民健康保険料などの強制徴収公債権については、地方税法等に基づき、裁判所に訴えを提起しなくとも、滞納者の預金や給与などの財産を差し押さえ、強制的に徴収することができる。

一方、児童手当返還金などの非強制徴収公債権や住宅使用料などの私債権は、訴えの提起が必要である。各地方自治体の議会は、「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分できる（地方自治法第 180 条第 1 項）」との規定に基づき、長の専決処分規定を定めており、本区でも、当該規定に基づき、「訴えの提起、和解、調定及び損害賠償の決定に関する区長の専決処分について（平成 16 年 2 月 13 日区議会議決）」(P47

参考資料 4。以下「専決処分規定」という。) を定めている。

しかし、専決処分規定は、住宅に関する債権 (1, 100 万円以下議決不要) を除き、訴えの提起に関する規定がなく、1 円でも訴えの提起に議決が必要となっている (和解及び損害賠償額の決定は 100 万円以下で議決不要)。この点に関し、今回 23 区に調査したところ、1 円でも訴えの提起に議決が必要なのは、本区を含め、3 区しかないことがわかった (20 区の訴えの提起の専決処分可能額の平均額は 275 万円)。

本区の規定がこのようになっているため、債権額が少額であっても議決が必要となり、裁判所への支払督促申立てや簡易裁判所への訴えなど、私債権等の滞納整理における弾力的な法的措置ができない状況にある。また、税務課担当者からは、強制徴収公債権であっても、給与差押えの際に第三債務者 (区民税滞納者に給与を支払っている事業主) が区への直接支払いを拒んだ場合などは、支払督促申立て等の法的措置が必要であるため、本区の専決処分の規定が他 20 区並みに改正されれば、効果的に滞納処分できるとの説明があった。

もちろん、滞納整理は丁寧な交渉が基本であり、安易に訴えを提起することは慎むべきであるが、真に悪質な滞納者がいた場合、これを放置することは期限内に納付をした区民との公平を害することとなる。本区の私債権等管理条例第 7 条にも、「区長は、私債権等について (略)、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる (訴訟手続等の) 措置をとらなければならない」と規定されており、法的措置は義務となっている。

もっとも、専決処分規定の改正は区議会提案事項であり、区長部局の一存では改正できないが、以上のような状況に鑑みると、他 20 区と同様、訴えの提起について一定額 (たとえば、和解や損害賠償額の決定と同様 100 万円) 以下を議決不要にできるよう、区議会及び区の双方において、専決処分規定の改正議論が進むことを期待する。

(税務課、会計管理室)

### (3) 滞納整理マニュアルの整備及び債権管理研修の実施について

私債権等については、今回調査対象となった 52 債権のうち 31 件 (59.6%) が滞納整理に関するマニュアルが作成されていなかった。そのため、所在調査、財産調査、及び不納欠損などの滞納整理が担当職員の個々の判断に委ねられてしまう傾向にある。職員の異動などで滞納整理が放置されている課も見受けられた。また、同じ課内でも、強制徴収公債権の滞納整理マ

マニュアルはあるものの、非強制徴収公債権のマニュアルがないなどの状況もあった。

職員個人の判断に委ねるのではなく、組織として滞納整理の判断をすべきであり、そのためのマニュアルは必須と考える。作成していない課にあっては、速やかに滞納整理マニュアルを作成されたい。

また、債権管理研修についても、今回調査対象となった52債権のうち41件（78.8%）が実施していなかった。マニュアル作成後は、OJT等により、債権管理研修を定期的実施されたい。

（国民健康保険課、生活産業課、高齢者福祉課、障害福祉課、生活福祉課、介護保険課、子育て支援課、保育課、住宅課、土木管理課、道路整備課、学務課、放課後対策課）

### 第3 監査結果に対する改善措置等の報告

監査の結果は前項のとおりであるが、指摘事項等の各事項について改善等の措置を講じた時は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

また事務監査の際、事務処理方法等に対し口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対処されたい。

# 別紙 1

## 行政監査対象債権一覧

No.	課 名	債 権 名 称	種別
1	契約課	業務請負契約 4 件の契約違反に伴う違約金	私
2	税務課	特別区民税	強
3	税務課	軽自動車税	強
4	税務課	区民税・都民税 株式配当割等還付金過払金	私
5	国民健康保険課	国民健康保険料	強
6	国民健康保険課	療養給付費等返納に伴う指定公費分	非
7	国民健康保険課	国保・一般被保険者第三者納付金	非
8	国民健康保険課	国保・一般被保険者返納金	非
9	国民健康保険課	国保・退職被保険者返納金	非
10	国民健康保険課	国保・一般被保険者加算金	非
11	国民健康保険課	高額療養費資金貸付金返還金	私
12	国民健康保険課	療養費返還金	私
13	国民健康保険課	出産費資金貸付金	私
14	国民健康保険課	出産育児一時金	私
15	高齢者医療年金課	後期高齢者医療保険料（普通徴収）	強
16	生活産業課	不況対策臨時特別資金損失補償金	私
17	高齢者福祉課	老人ホーム入所負担金	非
18	障害福祉課	福祉手当返還金	非
19	障害福祉課	特別障害者手当返還金	非
20	障害福祉課	心身障害者福祉手当返還金	非
21	障害福祉課	成年後見開始の審判申立費用	私
22	生活福祉課	生活保護法による扶助費に係る返還金	非
23	生活福祉課	生活保護法による扶助費の戻入未済金	非
24	生活福祉課	生業資金貸付金返還金	私
25	生活福祉課	生業資金貸付金利子	私
26	生活福祉課	応急小口貸付返還金	私
27	生活福祉課	入院資金貸付金返還金	私
28	生活福祉課	私立高等学校等入学・修学資金貸付金返還金	私
29	生活福祉課	生業資金貸付金等延滞金	私
30	介護保険課	介護保険料（普通徴収分）	強
31	子育て支援課	児童手当返還金	非
32	子育て支援課	児童育成手当返還金	非

No.	課 名	債 権 名 称	種別
33	子育て支援課	児童扶養手当返還金	非
34	子育て支援課	子ども手当返還金	非
35	子育て支援課	女性自立援助資金貸付返還金及び貸付金利子	私
36	子育て支援課	児童育成手当返還金訴訟費用	私
37	子育て支援課	ショートステイ事業負担金（本人分）	私
38	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業利用料	私
39	保育課	公立保育所入所保育料	強
40	保育課	私立保育所入所負担金	強
41	保育課	延長保育料	強
42	保育課	こども園保育料負担金	強
43	住宅課	住宅使用料	私
44	住宅課	安心住まい利用料	私
45	住宅課	住宅公益費	私
46	住宅課	住宅退去者原状回復経費	私
47	住宅課	土地等貸付料	私
48	土木管理課	道路使用料	強
49	道路整備課	電線共同溝整備工事建設負担金	私
50	学務課	幼稚園使用料	非
51	放課後対策課	学童クラブ利用料	私
52	放課後対策課	健康保険納付金、厚生年金保険料納付金	私

※強…強制徴収公債権、非…非強制徴収公債権、私…私債権

# 別紙2

## 債権別収入未済額及び不納欠損額

単位:円

種別	債権名等	所管課	平成30年度		平成29年度		増(△)減		
			30年度末 収入未済額 a	30年度中 不納欠損額 b	29年度末 収入未済額 c	29年度中 不納欠損額 d	収入未済額 a-c	不納欠損額 b-d	
①強制徴収公債権	特別区民税	税務課	948,569,370	142,001,344	954,465,372	120,155,847	△ 5,896,002	21,845,497	
	軽自動車税		7,939,484	782,400	7,289,484	781,253	650,000	1,147	
	国民健康保険料	国民健康保険課	3,098,470,991	709,108,446	3,186,839,496	429,609,158	△ 88,368,505	279,499,288	
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)	高齢者医療年金課	17,569,242	1,993,100	20,155,396	2,512,100	△ 2,586,154	△ 519,000	
	介護保険料(普通徴収分)	介護保険課	166,609,880	68,640,603	181,876,813	76,247,485	△ 15,266,933	△ 7,606,882	
	公立保育所入所保育料	保育課	8,842,750	681,400	6,937,150	739,500	1,905,600	△ 58,100	
	私立保育所入所負担金		19,294,070	29,900	12,019,970	11,000	7,274,100	18,900	
	延長保育料		968,600	0	3,199,200	178,000	△ 2,230,600	△ 178,000	
	こども園保育料負担金		47,300	0	47,300	0	0	0	
	道路使用料	土木管理課	2,950,386	547,946	3,525,576	256,294	△ 575,190	291,652	
①小計			4,271,262,073	923,785,139	4,376,355,757	630,490,637	△ 105,093,684	293,294,502	
②非強制徴収公債権	療養給付費等返納金に伴う指定公費分	国民健康保険課	189,480	1,974	191,454	9,998	△ 1,974	△ 8,024	
	国保・一般被保険者第三者納付金		0	49,539	49,539	79,984	△ 49,539	△ 30,445	
	国保・一般被保険者返納金		29,409,944	4,354,680	30,598,389	5,327,465	△ 1,188,445	△ 972,785	
	国保・退職被保険者返納金		182,995	15,400	138,734	57,253	44,261	△ 41,853	
	国保・一般被保険者加算金	0	9,604	9,604	0	△ 9,604	9,604		
	老人ホーム入所負担金	高齢者福祉課	522,400	0	0	0	522,400	0	
	福祉手当返還金	障害福祉課	0	14,480	14,480	0	△ 14,480	14,480	
	特別障害者手当返還金		104,620	0	104,620	0	0	0	
	心身障害者福祉手当返還金		39,500	15,500	93,000	0	△ 53,500	15,500	
	ケーブルテレビP S 建柱使用料		0	0	9,552	0	△ 9,552	0	
	生活保護法による扶助費に係る返還金	生活福祉課	678,953,519	35,059,176	649,104,530	56,943,227	29,848,989	△ 21,884,051	
	生活保護法による扶助費の戻入未済金	(西部生活福祉課含む)	293,869,601	26,275,397	258,644,974	24,497,791	35,224,627	1,777,606	
	介護会計・介護報酬不正利得返還金及び加算金(改正前)	介護保険課	0	0	1,155,832	0	△ 1,155,832	0	
	児童手当返還金	子育て支援課	770,000	645,000	1,330,000	200,000	△ 560,000	445,000	
	児童育成手当返還金		643,641	1,571,500	2,400,141	54,000	△ 1,756,500	1,517,500	
児童扶養手当返還金	5,136,730		7,225,180	11,960,140	41,720	△ 6,823,410	7,183,460		
子ども手当返還金	60,000		50,000	110,000	533,000	△ 50,000	△ 483,000		
母子生活支援施設入所負担金	0		0	4,500	0	△ 4,500	0		
幼稚園使用料	学務課		3,000	0	114,000	45,000	△ 111,000	△ 45,000	
②小計			1,009,885,430	75,287,430	956,033,489	87,789,438	53,851,941	△ 12,502,008	
③私債権	業務請負契約4件の契約違反に伴う違約金	契約課	1,632,149	0	2,232,149	0	△ 600,000	0	
	区民税・都民税 株式配当割等還付金過払金	税務課	90,133	0	0	0	90,133	0	
	高額療養費資金貸付金返還金	国民健康保険課	116,834	0	116,834	0	0	0	
	療養費返還金		217,300	36,351	253,651	0	△ 36,351	36,351	
	出産費資金貸付金		80,000	0	80,000	0	0	0	
	出産育児一時金		0	420,000	420,000	0	△ 420,000	420,000	
	不況対策臨時特別資金損失補償金	生活産業課	5,037,054	0	5,120,054	0	△ 83,000	0	
	ごみ処理券手数料	ごみ減量推進課	0	0	4,356	0	△ 4,356	0	
	緊急雇用創出事業受託金返還金	豊島清掃事務所	0	0	0	12,573,820	0	△ 12,573,820	
	成年後見開始の審判申立費用	障害福祉課	56,620	0	0	0	56,620	0	
	生業資金貸付金返還金	生活福祉課	3,344,200	860,408	4,800,208	635,000	△ 1,456,008	225,408	
	生業資金貸付金利子		1,159,182	377,186	1,536,368	50,257	△ 377,186	326,929	
	応急小口貸付金返還金		49,410	0	82,410	72,640	△ 33,000	△ 72,640	
	入院資金貸付金返還金		292,690	0	292,690	0	0	0	
	私立高等学校等入学・修学資金貸付金返還金		2,656,300	0	2,828,800	0	△ 172,500	0	
	生業資金貸付金等延滞金		7,918,569	0	0	0	7,918,569	0	
	女性自立援助資金貸付金返還金及び貸付金利子		11,036,700	0	10,977,801	0	58,899	0	
	児童育成手当返還金訴訟費用		子育て支援課	26,546	0	26,546	0	0	0
	ショートステイ事業負担金(本人分)		12,000	0	12,000	0	0	0	
	育児支援ヘルパー事業利用料		1,800	0	1,800	0	0	0	
	住宅使用料	住宅課	1,209,230	0	1,735,220	0	△ 525,990	0	
	安心住まい利用料		305,230	0	398,630	0	△ 93,400	0	
	住宅共益費		29,280	0	48,600	0	△ 19,320	0	
	住宅退去者原状回復経費		2,064,049	0	1,654,558	0	409,491	0	
	土地等貸付料		0	125,700	125,700	0	△ 125,700	125,700	
緊急雇用創出事業受託金返還金	土木管理課	0	0	0	35,554,008	0	△ 35,554,008		
電線共同溝整備工事建設負担金	道路整備課	4,942,408	0	0	0	4,942,408	0		
学童クラブ利用料	放課後対策課	1,142,500	0	862,500	0	280,000	0		
健康保険料納付金、厚生年金保険料納付金	31,020	0	31,031	0	△ 11	0			
③小計			43,451,204	1,819,645	33,641,906	48,885,725	9,809,298	△ 47,066,080	
①+②+③合計			5,324,598,707	1,000,892,214	5,366,031,152	767,165,800	△ 41,432,445	233,726,414	

## 令和元年度 行政監査（債権管理について）第一次調査票集計結果

## 1 調査の目的等

## (1) 目的

監査をより効率的かつ効果的に進めるために、平成 30 年度に収入未済または不納欠損が発生した課に対して調査を実施した。

## (2) 調査期間

令和元年 10 月 17 日～11 月 1 日

## (3) 調査方法

書面による調査

## 2 調査結果

債権管理に関する各項目について調査したが、総じて強制徴収公債権については確実に事務を実施している一方で、非強制徴収公債権及び私債権については事務を実施していない傾向が見受けられた。

※債権数：52 債権（現年分、滞納繰越分等があるため、書面調査票では 67 債権）。

※単位は全て債権数。

## 1. 債権回収専任係の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	17	0	1
無	7	16	26

## 2. 滞納整理マニュアル作成の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	21	6	5
無	3	10	22

## 3. 債権管理研修実施の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	19	0	3
無	5	16	24

4. 債権徴収計画の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	24	15	18
無	0	1	9

5. 債権徴収目標の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	24	15	24
無	0	1	3

6. 債権収納対策会議の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	23	4	3
無	1	12	24

7. 債権管理台帳の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	23	13	20
無	1	3	7

8. 交渉記録の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	24	14	21
無	0	2	6

9. 財産調査実施の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	19	4	11
無	5	12	16

10. 所在調査実施の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	24	14	13
無	0	2	14

11. 法的措置実施の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	18	0	0
無	6	16	27

12. 保証人の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	2	0	12
無	22	16	15

13. 給付制限等実施の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	13	4	0
無	11	12	27

14. 債務緩和措置実施の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	21	11	15
無	3	5	12

15. 執行停止基準の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	21	4	3
無	3	12	24

16. 債務緩和措置基準の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	20	4	9
無	4	12	18

17. 延滞金徴収の有無

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
有	4	0	6
無	20	16	21

令和元年度(債権管理について)第一次調査票集計表

No.	債権種別	課名	債権名	消滅時効期間	時効援用の要否	収入未済額等の推移(年度末時点)				債権回収専任係	
						(単位:円)					
						年度	調定額	収入済額	収入未済額		不納欠損額
1	強	税務課	特別区民税(現年課税分)	5年	不要	30	29,471,598,156	28,946,501,173	531,105,971	466,717	○
						29	28,506,261,540	27,990,961,180	519,210,268	358,615	
						28	27,734,111,524	27,220,773,170	518,114,564	777,772	
						27	27,045,304,399	25,582,296,758	467,033,183	1,165,803	
						26	26,062,904,781	25,542,905,795	525,448,601	1,127,137	
2	強	税務課	特別区民税(滞納繰越分)	5年	不要	30	967,765,344	408,970,938	417,463,399	141,534,627	○
						29	1,010,984,526	456,103,132	435,255,104	119,797,232	
						28	1,131,350,685	434,528,671	520,627,582	176,270,392	
						27	1,398,045,533	517,952,063	662,586,767	217,515,130	
						26	1,734,621,131	634,078,478	880,655,663	219,997,869	
3	強	税務課	軽自動車税(現年課税分)	5年	不要	30	84,557,000	81,853,300	2,795,200	0	○
						29	84,169,900	81,415,500	2,765,000	14,000	
						28	83,003,300	80,169,100	2,877,000	0	
						27	63,896,400	61,993,504	1,946,896	5,000	
						26	63,430,000	61,586,400	1,922,800	3,000	
4	強	税務課	軽自動車税(滞納繰越分)	5年	不要	30	7,273,084	1,348,800	5,144,284	782,400	○
						29	6,868,388	1,576,651	4,524,484	767,253	
						28	5,996,888	1,121,400	4,044,988	830,500	
						27	6,880,104	1,288,212	4,190,992	1,408,100	
						26	7,936,504	1,708,500	5,248,704	1,007,500	
5	強	国民健康保険課	国民健康保険料(一般被保険者医療給付費分現年分)	2年	不要	30	6,402,189,345	5,301,569,954	1,108,151,577	14,579,009	○
						29	6,535,741,444	5,407,573,990	1,148,063,218	7,680	
						28	6,315,767,100	5,269,734,887	1,065,199,827	1,763,118	
						27	6,067,546,670	5,058,428,359	1,027,164,819	0	
						26	5,908,264,448	4,954,817,648	967,266,794	376,995	
6	強	国民健康保険課	国民健康保険料(一般被保険者後期高齢者支援金分現年分)	2年	不要	30	1,969,139,920	1,631,726,967	338,613,948	4,430,231	○
						29	1,845,169,920	1,532,211,638	317,677,890	2,220	
						28	1,929,315,686	1,614,339,396	319,809,467	528,084	
						27	1,905,392,842	1,613,973,890	296,317,557	0	
						26	1,986,982,397	1,664,429,090	326,669,258	127,631	
7	強	国民健康保険課	国民健康保険料(一般被保険者介護納付金分現年分)	2年	不要	30	730,709,498	629,236,629	102,438,365	859,179	○
						29	706,947,249	607,120,349	101,394,070	3,120	
						28	734,375,492	628,186,560	107,549,356	333,798	
						27	740,039,376	636,188,307	105,502,338	0	
						26	780,179,519	657,645,704	123,853,916	28,742	
8	強	国民健康保険課	国民健康保険料(一般被保険者医療給付費滞納繰越分)	2年	不要	30	2,189,856,298	589,920,520	1,112,376,135	489,454,587	○
						29	1,980,540,637	557,073,449	1,128,052,803	296,880,836	
						28	1,731,106,072	465,825,158	973,920,316	292,833,718	
						27	1,670,808,675	610,878,434	756,820,858	305,103,311	
						26	1,641,257,586	515,277,267	771,868,928	355,143,709	
9	強	国民健康保険課	国民健康保険料(一般被保険者後期高齢者支援金滞納繰越分)	2年	不要	30	641,285,808	172,664,426	319,563,575	149,437,868	○
						29	629,344,870	186,448,926	347,329,896	95,888,635	
						28	610,769,199	185,708,703	327,212,320	98,250,302	
						27	625,554,810	189,969,722	331,394,069	104,773,866	
						26	614,632,349	181,977,608	322,516,522	110,407,044	
10	強	国民健康保険課	国民健康保険料(一般被保険者介護納付金滞納繰越分)	2年	不要	30	222,294,319	62,422,915	111,770,004	48,239,911	○
						29	230,810,902	65,055,503	130,384,842	35,436,511	
						28	232,877,588	62,646,713	129,669,316	40,700,032	
						27	246,265,203	71,797,201	132,852,836	41,730,252	
						26	239,666,627	69,310,840	129,993,414	40,457,381	
11	強	国民健康保険課	国民健康保険料(退職被保険者等医療給付費分現年分)	2年	不要	30	16,204,752	15,797,309	417,903	0	○
						29	47,447,244	45,851,643	1,609,787	0	
						28	87,815,437	85,973,014	1,889,146	0	
						27	124,420,103	121,620,839	2,960,192	0	
						26	166,075,276	160,917,953	5,599,786	0	
12	強	国民健康保険課	国民健康保険料(退職被保険者等後期高齢者支援金分現年分)	2年	不要	30	4,990,051	4,865,933	127,297	0	○
						29	13,488,705	13,017,431	475,214	0	
						28	26,819,405	26,267,598	566,201	0	
						27	38,985,783	38,115,041	920,975	0	
						26	55,877,797	54,133,003	1,892,892	0	

滞納整理マニュアル等	債権管理研修	債権徴収計画	徴収目標	収納対策会議	債権管理台帳	交渉記録	財産調査	所在調査	法的措置	保証人	給付制限等	債務緩和措置	執行停止基準	債務緩和措置基準	延滞金徴収
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×

令和元年度(債権管理について)第一次調査票集計表

No.	債権種別	課名	債権名	消滅時効期間	時効援用の要否	収入未済額等の推移(年度末時点)				債権回収専任係	
						年度	調定額	収入済額	収入未済額		不納欠損額
13	強	国民健康保険課	国民健康保険料(退職被保険者等介護納付金分現年分)	2年	不要	30	4,187,580	4,082,716	106,519	0	○
						29	12,321,957	11,901,975	423,813	0	
						28	24,060,118	23,536,849	535,139	0	
						27	35,589,867	34,773,230	864,397	0	
						26	50,939,257	49,333,504	1,748,712	0	
14	強	国民健康保険課	国民健康保険料(退職被保険者等医療給付費分滞納繰越分)	2年	不要	30	8,579,073	4,247,680	3,024,646	1,306,747	○
						29	16,930,275	9,043,484	7,044,017	842,774	
						28	31,174,378	14,085,107	14,793,596	2,295,675	
						27	51,433,437	21,755,079	27,581,642	2,096,716	
						26	64,482,739	9,983,857	45,319,128	9,187,201	
15	強	国民健康保険課	国民健康保険料(退職被保険者等後期高齢者支援金分滞納繰越分)	2年	不要	30	3,389,549	1,998,108	975,989	415,452	○
						29	7,593,205	4,376,910	2,936,399	279,896	
						28	14,048,009	6,340,386	6,941,972	765,651	
						27	24,921,719	11,245,429	12,933,813	742,477	
						26	26,746,328	3,239,670	22,865,703	643,794	
16	強	国民健康保険課	国民健康保険料(退職被保険者等介護納付金分滞納繰越分)	2年	不要	30	1,850,688	560,193	905,033	385,462	○
						29	3,499,641	1,784,608	1,447,547	267,486	
						28	5,950,873	2,220,542	2,887,575	842,756	
						27	10,667,379	5,033,954	4,922,410	711,015	
						26	12,251,807	2,906,224	8,749,869	598,861	
17	強	高齢者医療年金課	後期高齢者医療保険料(普通徴収)	2年	不要	30	2,837,400,396	2,371,334,454	17,569,242	1,993,100	○
						29	2,256,292,000	2,236,605,404	20,155,396	2,512,100	
						28	2,192,028,146	2,169,123,446	23,618,100	2,914,100	
						27	2,081,303,750	2,057,940,642	23,260,046	3,777,162	
						26	2,030,938,200	1,998,122,100	25,876,250	6,939,850	
18	強	介護保険課	介護保険料(現年度分普通徴収保険料)	2年	不要	30	736,644,970	648,449,140	90,209,280	0	×
						29	741,141,050	644,211,670	99,038,360	0	
						28	738,796,426	635,642,906	105,056,940	0	
						27	747,755,630	637,066,080	112,383,100	0	
						26	618,584,560	519,825,884	100,141,916	0	
19	強	介護保険課	介護保険料(滞納繰越分普通徴収保険料)	2年	不要	30	181,289,963	36,469,670	76,400,600	68,640,603	×
						29	194,053,049	35,063,171	82,838,453	76,247,485	
						28	194,398,851	33,314,724	90,238,699	70,958,178	
						27	195,539,232	30,665,698	88,746,465	76,249,979	
						26	207,026,764	33,145,085	95,397,316	78,631,283	
20	強	保育課	公立保育所入所保育料	5年	不要	30	669,105,030	659,580,880	8,842,750	681,400	×
						29	680,773,020	671,920,370	8,113,150	739,500	
						28	695,567,100	686,852,250	8,714,850	0	
						27	680,495,269	669,545,590	8,558,650	2,391,029	
						26	698,752,749	682,949,400	8,885,049	6,918,300	
21	強	保育課	私立保育所入所負担金	5年	不要	30	925,619,470	906,295,500	19,294,070	29,900	×
						29	758,200,420	746,169,450	12,019,970	11,000	
						28	550,884,470	541,024,100	9,461,070	399,300	
						27	415,911,840	406,187,670	7,604,820	2,119,350	
						26	329,299,950	319,811,050	9,005,890	483,010	
22	強	保育課	延長保育料	5年	不要	30	13,944,600	12,976,000	968,600	0	×
						29	15,750,600	14,672,000	900,600	178,000	
						28	15,762,600	14,640,000	1,122,600	0	
						27	15,692,600	14,528,000	1,062,600	102,000	
						26	16,829,140	15,860,540	968,600	0	
23	強	保育課	こども園保育料負担金	5年	不要	30	313,100	265,800	47,300	0	×
						29	307,000	259,700	47,300	0	
						28	412,300	412,300	0	0	
						27	1,010,950	906,350	104,600	0	
						26	0	0	0	0	
24	強	土木管理課	道路使用料	5年	不要	30	1,370,082,762	1,366,584,430	2,950,386	547,946	×
						29	1,384,987,686	1,381,205,816	3,525,576	256,294	
						28	1,377,368,569	1,374,211,485	3,109,884	47,200	
						27	1,326,252,487	1,319,136,698	3,374,239	3,741,550	
						26	1,340,502,990	1,331,264,629	8,070,478	1,167,883	

滞納整理マニュアル等	債権管理研修	債権徴収計画	徴収目標	収納対策会議	債権管理台帳	交渉記録	財産調査	所在調査	法的措置	保証人	給付制限等	債務緩和措置	執行停止基準	債務緩和措置基準	延滞金徴収
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×
×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×
×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×
○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	×
○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	×
○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	×
○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	×
×	×	○	○	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×

令和元年度(債権管理について)第一次調査票集計表

No.	債権種別	課名	債権名	消滅時効期間	時効援用の要否	収入未済額等の推移(年度末時点)				債権回収専任係	
						(単位:円)					
						年度	調定額	収入済額	収入未済額		不納欠損額
25	非	国民健康保険課	療養給費等返納に伴う指定公費分	5年	不要	30	712,042	520,588	189,480	1,974	×
						29	1,376,392	1,174,940	191,454	9,998	
						28	1,785,940	1,583,079	201,452	1,409	
						27	2,467,868	2,265,138	194,560	8,170	
						26	2,886,075	2,742,128	140,885	3,062	
26	非	国民健康保険課	国保・一般被保険者第三者納付金	5年	不要	30	7,486,853	7,437,314	0	49,539	×
						29	30,821,684	30,692,161	49,539	79,984	
						28	13,836,943	13,707,420	129,523	0	
						27	9,265,189	9,135,666	129,523	0	
						26	14,635,907	14,210,510	425,397	0	
27	非	国民健康保険課	国保・一般被保険者返納金	5年	不要	30	50,052,901	16,288,277	29,409,944	4,354,680	×
						29	57,201,253	21,275,399	30,598,389	5,327,465	
						28	50,067,608	15,586,719	28,647,354	5,833,535	
						27	45,558,883	8,098,479	29,929,122	7,531,282	
						26	47,380,215	8,014,404	32,399,913	6,965,898	
28	非	国民健康保険課	国保・退職被保険者返納金	5年	不要	30	253,254	54,859	182,995	15,400	×
						29	220,767	24,780	138,734	57,253	
						28	416,087	292,320	123,767	0	
						27	180,013	8,260	123,767	47,986	
						26	233,376	7,981	153,973	71,813	
29	非	国民健康保険課	国保・一般被保険者加算金	5年	不要	30	9,604	0	0	9,604	×
						29	724,076	714,472	9,604	0	
						28	24,558	6,655	17,903	0	
						27	9,604	0	9,604	0	
						26	27,671	18,067	9,604	0	
30	非	高齢者福祉課	老人ホーム入所負担金	5年	必要	30	35,941,694	35,419,297	522,400	0	×
						29	31,285,204	31,285,204	0	0	
						28	29,224,107	29,005,607	218,500	0	
						27	28,166,674	28,166,674	0	0	
						26	31,479,528	31,160,928	318,600	0	
31	非	障害福祉課	福祉手当返還金	5年	必要	30	14,480	0	0	14,480	×
						29	14,480	0	14,480	0	
						28	14,480	0	14,480	0	
						27	14,480	0	14,480	0	
						26	0	0	0	0	
32	非	障害福祉課	特別障害者手当返還金	5年	必要	30	104,620	0	104,620	0	×
						29	104,620	0	104,620	0	
						28	104,620	0	104,620	0	
						27	26,000	0	26,000	0	
						26	0	0	0	0	
33	非	障害福祉課	心身障害者福祉手当返還金	5年	必要	30	194,500	139,500	39,500	15,500	×
						29	1,140,000	945,500	194,500	0	
						28	15,500	0	15,500	0	
						27	844,000	100,000	0	744,000	
						26	844,000	0	844,000	0	
34	非	生活福祉課	生活保護法による扶助費に係る返還金	5年	不要	30	839,602,941	125,590,246	678,953,519	35,059,176	×
						29	808,988,487	102,940,730	649,104,530	56,943,227	
						28	825,146,960	104,784,085	679,393,924	40,968,951	
						27	807,419,473	127,895,070	659,626,159	19,898,244	
						26	747,216,808	139,181,126	594,062,000	13,973,682	
35	非	生活福祉課	生活保護法による扶助費の戻入未済金	5年	不要	30	371,165,020	51,020,022	293,869,601	26,275,397	×
						29	325,904,690	42,761,925	258,644,974	24,497,791	
						28	276,257,697	34,181,464	216,220,593	25,855,640	
						27	246,595,911	36,015,221	185,934,393	24,646,297	
						26	210,340,970	33,953,771	166,410,931	9,976,268	
36	非	子育て支援課	児童手当返還金	5年	不要	30	3,845,000	2,430,000	770,000	645,000	×
						29	1,850,000	320,000	1,330,000	200,000	
						28	1,945,000	300,000	1,595,000	50,000	
						27	1,430,000	300,000	795,000	335,000	
						26	1,330,000	195,000	970,000	165,000	

滞納整理マニュアル等	債権管理研修	債権徴収計画	徴収目標	収納対策会議	債権管理台帳	交渉記録	財産調査	所在調査	法的措置	保証人	給付制限等	債務緩和措置	執行停止基準	債務緩和措置基準	延滞金徴収
×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×
×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×
×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×
×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×
○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×
○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×
○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	×

令和元年度(債権管理について)第一次調査票集計表

No.	債権種別	課名	債権名	消滅時効期間	時効援用の要否	収入未済額等の推移(年度末時点)				債権回収専任係	
						(単位:円)					
						年度	調定額	収入済額	収入未済額		不納欠損額
37	非	子育て支援課	児童育成手当返還金	5年	不要	30	2,500,641	285,500	643,641	1,571,500	×
						29	2,723,641	269,500	2,400,141	54,000	
						28	2,702,571	127,430	2,548,141	27,000	
						27	1,847,290	412,219	1,393,071	42,000	
						26	1,843,930	232,140	1,409,290	202,500	
38	非	子育て支援課	児童扶養手当返還金	5年	不要	30	12,835,410	473,500	5,136,730	7,225,180	×
						29	12,831,560	829,700	11,960,140	41,720	
						28	13,837,180	1,076,700	12,408,520	351,960	
						27	12,063,510	2,477,230	9,133,540	452,740	
						26	9,459,750	324,370	8,843,340	292,040	
39	非	子育て支援課	子ども手当返還金	5年	不要	30	110,000	0	60,000	50,000	×
						29	656,000	13,000	110,000	533,000	
						28	1,337,000	70,000	656,000	611,000	
						27	1,828,500	167,500	1,297,000	364,000	
						26	2,040,500	395,000	1,645,500	0	
40	非	学務課	幼稚園使用料	5年	不要	30	11,083,400	11,080,400	3,000	0	×
						29	13,331,700	13,172,700	114,000	45,000	
						28	13,621,000	13,387,500	233,500	0	
						27	14,745,500	14,664,500	81,000	0	
						26	18,052,000	17,945,500	106,500	0	
41	私	契約課	業務請負契約4件の契約違反に伴う違約金	10年	必要	30	2,232,149	600,000	1,632,149	0	×
						29	2,832,149	600,000	2,232,149	0	
						28	3,432,149	600,000	2,832,149	0	
						27	3,982,149	550,000	3,432,149	0	
						26	4,332,149	350,000	3,982,149	0	
42	私	税務課	区民税・都民税株式配当割等還付金過払金	10年	必要	30	613,043	522,910	90,133	0	○
						29	82,745	82,745	0	0	
						28	86,953	86,953	0	0	
						27	82,051	82,051	0	0	
						26	259,074	259,074	0	0	
43	私	国民健康保険課	高額療養費資金貸付返還金	10年	不要	30	7,520,834	7,404,000	116,834	0	×
						29	8,358,131	8,241,297	116,834	0	
						28	5,528,834	5,412,000	116,834	0	
						27	4,999,834	4,883,000	116,834	0	
						26	8,451,834	8,335,000	116,834	0	
44	私	国民健康保険課	療養費返還金	5年	不要	30	253,651	0	217,300	36,351	×
						29	270,751	17,100	253,651	0	
						28	209,751	0	209,751	0	
						27	0	0	0	0	
						26	0	0	0	0	
45	私	国民健康保険課	出産費資金貸付金	10年	不要	30	80,000	0	80,000	0	×
						29	110,000	30,000	80,000	0	
						28	140,000	30,000	110,000	0	
						27	210,000	70,000	140,000	0	
						26	250,000	40,000	210,000	0	
46	私	国民健康保険課	出産育児一時金	5年	不要	30	420,000	0	0	420,000	×
						29	1,255,660	835,660	420,000	0	
						28	420,000	0	420,000	0	
						27	0	0	0	0	
						26	0	0	0	0	
47	私	生活産業課	不況対策臨時特別資金損失補償金	5年	必要	30	5,120,054	83,000	5,037,054	0	×
						29	5,276,054	156,000	5,120,054	0	
						28	8,728,957	517,591	5,276,054	2,935,312	
						27	12,977,939	578,000	8,728,957	3,670,982	
						26	15,702,809	834,000	12,977,939	1,890,870	
48	私	障害福祉課	成年後見開始の審判申立費用	10年	必要	30	83,100	26,480	56,620	0	×
						29	0	0	0	0	
						28	0	0	0	0	
						27	14,018	14,018	0	0	
						26	0	0	0	0	

滞納整理マニュアル等	債権管理研修	債権徴収計画	徴収目標	収納対策会議	債権管理台帳	交渉記録	財産調査	所在調査	法的措置	保証人	給付制限等	債務緩和措置	執行停止基準	債務緩和措置基準	延滞金徴収
○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	×
○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	×
○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	×
×	×	○	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×
×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×
×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	×
×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

令和元年度(債権管理について)第一次調査票集計表

No.	債権種別	課名	債権名	消滅時効期間	時効援用の要否	収入未済額等の推移(年度末時点)				債権回収専任係	
						(単位:円)					
						年度	調定額	収入済額	収入未済額		不納欠損額
49	私	生活福祉課	生業資金貸付金返還金	5年	必要	30	4,800,208	595,600	3,344,200	860,408	×
						29	5,536,208	101,000	4,800,208	635,000	
						28	7,487,208	64,000	5,536,208	1,887,000	
						27	7,590,208	103,000	7,487,208	0	
						26	7,688,208	98,000	7,590,208	0	
50	私	生活福祉課	生業資金貸付金利子	5年	必要	30	1,536,368	0	1,159,182	377,186	×
						29	1,591,625	5,000	1,536,368	50,257	
						28	2,012,744	20,788	1,591,625	400,331	
						27	2,266,453	212,662	2,012,744	41,047	
						26	2,668,359	401,906	2,266,453	0	
51	私	生活福祉課	応急小口貸付金返還金	10年	必要	30	82,410	33,000	49,410	0	×
						29	185,050	30,000	82,410	72,640	
						28	293,500	6,000	185,050	102,450	
						27	293,500	0	293,500	0	
						26	655,550	0	293,500	362,050	
52	私	生活福祉課	入院資金貸付金返還金	10年	必要	30	292,690	0	292,690	0	×
						29	319,690	27,000	292,690	0	
						28	636,780	22,130	319,690	294,960	
						27	638,780	2,000	636,780	0	
						26	762,720	8,000	638,780	115,940	
53	私	生活福祉課	私立高等学校等入学・修学資金貸付金返還金	10年	必要	30	2,828,800	172,500	2,656,300	0	×
						29	3,424,200	595,400	2,828,800	0	
						28	3,483,700	186,900	3,296,800	0	
						27	3,680,700	324,200	3,356,500	0	
						26	3,772,800	219,300	3,553,500	0	
54	私	生活福祉課	生業資金貸付金等延滞金	10年	必要	30	8,104,965	186,396	7,918,569	0	×
						29	223,714	223,714	0	0	
						28	393,897	393,897	0	0	
						27	68,000	68,000	0	0	
						26	309,427	309,427	0	0	
55	私	子育て支援課	女性自立援助資金貸付返還金及び貸付金利子	10年	必要	30	12,099,801	1,063,101	11,036,700	0	×
						29	12,021,731	1,043,930	10,977,801	0	
						28	13,463,196	2,761,765	10,701,431	0	
						27	12,553,983	1,999,587	10,554,396	0	
						26	16,249,807	2,320,548	10,596,583	3,332,676	
56	私	子育て支援課	児童育成手当返還金訴訟費用	10年	不要	30	26,546	0	26,546	0	×
						29	26,546	0	26,546	0	
						28	26,546	0	26,546	0	
						27	26,546	0	26,546	0	
						26	26,546	0	26,546	0	
57	私	子育て支援課	ショートステイ事業負担金(本人分)	10年	必要	30	100,500	88,500	12,000	0	×
						29	69,000	57,000	12,000	0	
						28	66,000	54,000	12,000	0	
						27	129,000	117,000	12,000	0	
						26	58,500	46,500	12,000	0	
58	私	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業利用料	10年	不要	30	69,600	67,800	1,800	0	×
						29	175,500	173,700	1,800	0	
						28	452,200	452,200	0	0	
						27	0	0	0	0	
						26	0	0	0	0	
59	私	住宅課	住宅使用料	5年	必要	30	172,429,070	171,219,840	1,209,230	0	×
						29	209,827,070	208,091,850	1,735,220	0	
						28	362,814,930	360,817,150	1,944,480	53,300	
						27	423,820,540	421,628,390	2,192,150	0	
						26	528,560,039	523,547,889	5,012,150	0	
60	私	住宅課	安心住まい利用料	5年	必要	30	59,580,090	59,274,860	305,230	0	×
						29	64,130,180	63,731,550	398,630	0	
						28	63,570,640	63,245,340	325,300	0	
						27	64,147,039	63,099,299	1,047,740	0	
						26	70,414,129	69,571,040	843,089	0	

滞納整理マニュアル等	債権管理研修	債権徴収計画	徴収目標	収納対策会議	債権管理台帳	交渉記録	財産調査	所在調査	法的措置	保証人	給付制限等	債務緩和措置	執行停止基準	債務緩和措置基準	延滞金徴収
×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○
×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○
×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○
×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○
×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○
×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○
○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×
×	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×
○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×

令和元年度(債権管理について)第一次調査票集計表

No.	債権種別	課名	債権名	消滅時効期間	時効援用の要否	収入未済額等の推移(年度末時点)				債権回収専任係	
						年度	調定額	収入済額	収入未済額		不納欠損額
61	私	住宅課	住宅共益費	5年	必要	30	18,890,530	18,861,250	29,280	0	×
						29	20,547,120	20,498,520	48,600	0	
						28	29,568,610	29,492,980	75,630	0	
						27	33,393,960	33,286,950	107,010	0	
						26	39,703,020	39,377,510	325,510	0	
62	私	住宅課	住宅退去者原状回復経費	10年	必要	30	4,302,722	2,238,673	2,064,049	0	×
						29	4,219,901	2,565,343	1,654,558	0	
						28	6,862,500	5,445,630	1,416,870	0	
						27	4,718,207	3,151,244	1,566,963	0	
						26	8,359,883	6,888,845	1,471,038	0	
63	私	住宅課	土地等貸付料	5年	必要	30	873,190	747,490	0	125,700	×
						29	1,100,700	975,000	125,700	0	
						28	1,209,930	1,105,830	104,100	0	
						27	1,500,000	1,500,000	0	0	
						26	0	0	0	0	
64	私	道路整備課	電線共同溝整備工事建設負担金	10年	必要	30	5,244,687	302,279	4,942,408	0	×
						29	0	0	0	0	
						28	0	0	0	0	
						27	0	0	0	0	
						26	0	0	0	0	
65	私	放課後対策課	学童クラブ利用料	2年	必要	30	83,178,500	82,036,000	1,142,500	0	×
						29	77,085,000	76,222,500	862,500	0	
						28	68,818,500	68,398,500	420,000	0	
						27	48,006,500	47,712,500	294,000	0	
						26	43,370,500	43,246,000	124,500	0	
66	私	放課後対策課	健康保険料納付金、厚生年金保険料納付金(健康保険料納付金)	2年	不要	30	14,436,684	14,425,794	10,890	0	×
						29	15,030,522	15,019,621	10,901	0	
						28	14,819,314	14,819,314	0	0	
						27	13,687,655	13,687,655	0	0	
						26	11,671,879	11,671,879	0	0	
67	私	放課後対策課	健康保険料納付金、厚生年金保険料納付金(厚生年金保険料納付金)	2年	不要	30	26,422,443	26,402,313	20,130	0	×
						29	27,638,649	27,618,519	20,130	0	
						28	26,844,039	26,844,039	0	0	
						27	24,281,907	24,281,907	0	0	
						26	20,283,321	20,283,321	0	0	

滞納整理マニュアル等	債権管理研修	債権徴収計画	徴収目標	収納対策会議	債権管理台帳	交渉記録	財産調査	所在調査	法的措置	保証人	給付制限等	債務緩和措置	執行停止基準	債務緩和措置基準	延滞金徴収
○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×
×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	×
×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×

# 別紙 4

## 私債権等の管理・促進に関するアンケート集計結果（23区）

### 1 調査の目的等

#### （1）目的

本監査の参考とするため、23区の私債権等の管理・回収の状況を把握することを目的として、アンケートを実施した。

#### （2）調査期間及び方法

○期間：令和元年11月15日から12月13日

○方法：メールにて回答票を送付、回収

### 2 調査結果

#### （1）平成30年度決算で収入未済額の多いものについて（私債権等）

私債権等のうち、生活保護関連債権が16区、奨学資金関連債権が13区、住宅使用料関連債権が8区、生業資金貸付金関連債権が7区と、収入未済額の多い債権となっている。

なお、その他の債権として、女性福祉資金、応急資金貸付金、中小企業融資資金、国民健康保険関係、一時入所資金、三世代同居資金などの関連債権があげられていた。

#### （2）主な債権への取り組み状況について

	督促状送付	催告書送付	電話催告	訪問催告
生活保護関連債権	○	○	○	○
奨学資金関連債権	○	○	○	○
住宅使用料関連債権	○	○	○	○
生業資金貸付金関連資金	○	○	○	○

#### （3）主な債権の生じる原因について

	生活困窮	所在不明	債務者の支払意思希薄
生活保護関連債権	○	○	○
奨学資金関連債権	○	○	○
住宅使用料関連債権	○	○	○
生業資金貸付金関連資金	○	○	○

(4) 主な債権への法的措置（訴訟等）の取り組みについて

	支払督促	少額訴訟	訴えの提起	取組なし
生活保護関連債権	○			○
奨学資金関連債権	○		○	○
住宅使用料関連債権	○	○	○	○
生業資金貸付金関連資金	○		○	○

(5) 地方自治法 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分の範囲について

	500 万円以下	400 万円以下	300 万円以下	200 万円以下	100 万円以下	不可能
訴えの提起	3 区	3 区	4 区	6 区	4 区	3 区
和解・調停	2 区	3 区	4 区	6 区	8 区	0 区
損害賠償額	1 区	3 区	4 区	6 区	8 区	1 区

○特定の訴えの提起等

- ・奨学金貸付金返還金収入「和解・調停、損害賠償額の決定」：100 万円以下不可 1 区
- ・住宅使用料の訴えの提起：1, 100 万円以下 1 区
- ・区営住宅その他の区が設置する公の施設の滞納使用料等の支払いに係るもの：300 万円以下 1 区

(6) 主な今後の対策について

- ・法的措置の実施
- ・法律事務所や債権管理・回収業者への委託
- ・債権調査を専門とした非常勤職員の設置

(7) 主要な課題と感じていることについて

- ・私債権等の場合、債権額が少額であっても議会の議決が必要となり、弾力的手続きが困難なこと。
- ・私債権等については一元的に管理する専門の部署がないことから、ノウハウの有無や専門知識を有する職員の有無によって対応の程度に差が出てしまうこと。
- ・福祉的要素の強い債権については、その性質上、生活費に余裕がないケースが多く、有効な回収促進策を講じることが難しいこと。

# 参考資料 1

## 豊島区の私債権等の管理に関する条例

平成23年 7 月11日

条例第17号

豊島区の債権の管理に関する条例（平成15年豊島区条例第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、豊島区（以下「区」という。）の私債権等の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、区の私債権等の適正な管理に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区の債権 金銭の給付を目的とする区の権利をいう。
- (2) 私債権 区の債権のうち、公債権（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第236条第2項その他の法令の規定により時効の援用を要せず時効により消滅するとされる債権をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- (3) 私債権等 区の債権のうち、私債権及び非強制徴収公債権（公債権のうち法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権その他の法令の規定により国税徴収法（昭和34年法律第147号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）の滞納処分の例により処分できるとされる債権以外のものをいう。）をいう。
- (4) 条例等 条例及び規則（法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。

（他の条例等との関係）

第3条 私債権等の管理に関する事務の処理については、法令及び他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（区長の責務）

第4条 区長は、法令及び条例等の定めに従い、私債権等の回収に努めなければならない。

（台帳の整備）

第5条 区長は、私債権等を適正に管理するため、台帳を整備するものとする。

2 前項の規定により整備する台帳には、債務者ごとに、その債務に係る区の債権を記載す

るものとする。

(督促)

第6条 区長は、私債権等について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第7条 区長は、私債権等について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている私債権等（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある私債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない私債権等（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第8条 区長は、私債権等について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りではない。

(債権の申出等)

第9条 区長は、私債権等について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたことを知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、区長は、私債権等を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第10条 区長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されてい

ないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第11条 区長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権等について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る私債権等について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 区長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。

(免除)

第12条 区長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした私債権等について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延

期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日) から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権等で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。  
(債権の放棄)

第13条 区長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該区の債権につきその責任を免れたとき(当該債権について保証人の保証があるときを除く。)
- (2) 私債権の消滅時効が完成したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)
- (3) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (4) 第7条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (5) 第10条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

## 参考資料 2

### 豊島区の私債権等の管理に関する条例施行規則

平成23年 9月30日

規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区の私債権等の管理に関する条例（平成23年豊島区条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(債権管理台帳の整備)

第3条 条例第5条に規定する「台帳」は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 私債権等の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所
- (3) 私債権等の額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(督促)

第4条 条例第6条に規定する「督促」は、原則として納期限経過後30日以内に行うものとする。

- 2 前項の督促においては、その督促を発した日から10日以内において納付すべき期限を定めるものとする。
- 3 第1項の督促は、原則として文書により行うものとする。

(督促後の期間)

第5条 条例第7条本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、1年を限度とする。

(履行期限後の期間)

第6条 条例第10条本文に規定する「履行期限後相当の期間」とは、1年とする。

(履行延期の特約等の制限)

第7条 条例第11条（同条第1項第1号を除く。）の規定により私債権等を適宜分割して履行期限を定める場合の延期の期間は、当初の履行期限から1年以内を限度とする。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、既に延期した期間とあわせて2年を限度として、その期間を延期することができる。

(徴収停止後の期間)

第8条 条例第13条第5号に規定する「徴収停止の措置をとった日から相当の期間」とは、1年以上とする。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

## 参考資料 3

### 豊島区債権管理方針

平成 24 年 3 月 1 日  
区 長 決 定

各部長は、区の債権（金銭の給付を目的とする区の権利をいう。）を、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、下記のとおり適正に管理しなければならない。

#### 1 台帳による管理

(1) 区の債権が発生したときは、台帳を作成し、返済、督促等その一連の経過を記載して管理しなければならない。ただし、電算処理システムによりデータ処理している各債権については、省略することができる。

(2) 前項の債権管理台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- ①債権等の名称・種類（公・私債権の別）
- ②債務者及び保証人の住所、氏名、生年月日
- ③債権等の額（当初債権額及び現在残高）
- ④債務者及び保証人の収入・資産状況
- ⑤債権の発生・徴収等に係る経緯（発生日、根拠法令、納付期限、分納条件、督促催告発付事項、納付誓約及び債務承認等、消滅時効に関する事項、その他）
- ⑥前 5 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

#### 2 滞納状況等の把握

未徴収の区の債権（以下「未徴収債権」という。）については、履行しない者の滞納の状況及び理由、収入の状況その他の必要な事項を、その者からの聴取等により把握しなければならない。

#### 3 未徴収債権の分類・処理

未徴収債権については、前記 2 により把握した滞納等の状況に応じて、次のように分類し、処理しなければならない。

- (1) 法令等の規定に基づき、なお一層の徴収の努力を要する債権
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 331 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 その他の法令の規定に基づき滞納処分を行う債権及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 2、豊島区の私債権等の管理に関する条例（平成 23 年豊島区条例第 17 号）第 7 条の規定に基づき強制執行等を行う債権
- (3) 豊島区の私債権等の管理に関する条例第 10 条、その他の法令等の規定に基づき徴収停止を行う債権

- (4) 豊島区の私債権等の管理に関する条例第12条、その他の法令等の規定に基づき免除を行う債権
- (5) ①豊島区の私債権等の管理に関する条例第13条に基づき放棄する債権  
②地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき放棄する債権
- (6) その他の債権

#### 4 債権分類の選定基準

前記3の(3)(4)(5)①に分類する債権は、別紙「私債権等の債権放棄処理等選定基準表」による。

#### 5 債権の保全

前記3の(3)(4)(5)に分類した債権を除き、債権が時効によって消滅するおそれがあるときは、債務の承認を求め時効を中断するなど債権の保全に必要な措置を講じなければならない。

#### 6 債権徴収計画

- (1) 区の債権については、毎年度6月に債権徴収計画を作成し、それぞれの種類ごとに徴収の目標値を設定し、その達成に努めなければならない。
- (2) 毎年度6月に、前年度の債権徴収計画の実績を区長に報告しなければならない。

私債権等の債権放棄処理等選定基準表

処理区分	根拠	選定期間	選定基準
徴収停止	豊島区の私債権等の管理に関する条例（以下「条例」という） 第10条・同規則第6条	履行期限後1年を経過した月の翌月	次のいずれかに該当するとき。 （1）債務者が（保証人がある場合は同時に保証人が）①②のいずれかに該当するとき ①法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。 ②債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。 （2）債権金額が少額の場合 ①債務者または保証人の住所が東京都の場合 1万円未満 ②同じく関東近県の場合 2万円未満 ③同じくその他の道府県の場合 3万円未満
免除	条例 第11条 第12条	履行期限を延長する特約又は処分における当初の履行期限後10年を経過した月の翌月	債務者が①～③のいずれかに該当するとともに、保証人がある場合は同時に保証人が④に該当するとき。 ①債務者が生活保護を受給しているとき。 ②債務者及び配偶者の年齢がともに65歳以上で所得が生活保護世帯と同等かそれ以下であるとき。 ③債務者について債権を徴収した場合、生活が著しく窮迫（生活保護世帯と同等かそれ以下に相当）するおそれがあるとき。 ④保証人が①～③のいずれかに該当するとき。
債 権 放 棄	法令による免除	条例 第13条 第1号	免責決定を確認したとき。 保証人の保証があるときを除き、破産法、会社更生法等による免責決定通知があったとき。
	消滅時効完成	条例 第13条 第2号	時効期間を満了した月の翌月 私債権について、債務者または保証人から時効の援用をしない旨の意思表示があった場合を除き、消滅時効が完成したとき。
	生活困窮状態	条例 第13条 第3号	選定期間は制約なし 債務者及び保証人の現状が「免除」の選定基準と同等の状態にあり、かつ、将来もその状況が好転する可能性がないと客観的に認められるとき（高齢で就業不可等の具体的な理由が必要）。
	強制執行後の放棄	条例 第13条 第4号	強制執行を行った月の翌月以降 訴訟等の手続により強制執行等を行った者で、なお完全に履行されない債権がある場合において、債務者及び保証人の現状が「免除」の選定基準と同等の状態にあり、かつ、将来もその状況が好転する可能性がないと客観的に認められるとき（前記と同じ具体的な理由が必要）。
	徴収停止後の放棄	条例 第13条 第5号、規則第9条	措置後1年を経過した月の翌月以降 ①徴収停止の措置後1年を超えた時点において、債務者及び保証人の現状が「免除」の選定基準と同等の状態にあり、かつ、将来もその状況が好転する可能性がないと客観的に認められるとき（前記と同じ具体的な理由が必要）。 ②債務者が所在不明で徴収停止の措置後1年を超えた時点において、なお、同等の状態にあるとき。

### 訴えの提起、和解、調停及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について

平成十六年二月十三日

豊島区議会議決

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、次の事項については、これを区長において専決処分することができるものとする。

- 一 区が当事者である和解（第三号に規定するもの及び区が提起した訴えについてする訴訟上の和解を除く。）で、目的の価額が百万円以下のもの
- 二 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が百万円以下のもの
- 三 区営住宅その他の区が管理する住宅の明渡し並びに滞納使用料等及び損害金の支払に係る訴えの提起、和解又は調停で、目的の価額が、千百万円以下のもの

#### 附 則

- 1 この専決事項は、平成十六年四月一日から適用する。
- 2 和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について（昭和四十七年三月十六日豊島区議会議決）は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。